

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年10月2日 03時00分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市屋良部埼西岸沖 石垣御神埼灯台から真方位202° 1.5海里付近 (概位 北緯24° 25.8′ 東経124° 04.1′)
事故の概要	漁船文栄丸は、北北西進中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年10月12日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 文栄丸、1.4トン ON3-70812（漁船登録番号）、個人所有 第296-4728号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部船底外板等に破口、キールに擦過傷、主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約4.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 月没時刻：02時59分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、石垣市登野城漁港を出港した後、船長が、操縦区画船尾側の両舷に渡した板の上に立ち、同区画の天井開口部から上半身を出して足で舵棒を操作し、屋良部埼西岸沖に向けて約12～13ノットの対地速力で北北西進していた。</p> <p>船長は、屋良部埼西岸を右方に約15～20mの距離を隔てて通過するつもりで航行中、漁場を決めようと僚船の船長に無線で問い合わせ、通話を終えた後、天井下の棚に無線機のマイクを置こうと屈んだ姿勢を続けていたところ、衝撃を感じた。</p> <p>船長は、立ち上がって周囲を見渡し、屋良部埼西岸沖で乗り揚げたことを知り、機関を後進にかけて離礁を試みたものの、離礁しなかったため、僚船の船長に携帯電話で救助を要請した。</p> <p>船長は、衝撃を受けた際、左胸を打撲した。</p> <p>本船は、救助を待つ間に潮位が減少し始め、右舷側に傾いて船内に浸水し、船長が来援した別の僚船に移乗した後、右舷側にドラム缶数本が取り付けられ、ほかの漁船によって登野城漁港にえい航され、上架された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.35m、船尾約0.90mであった。</p> <p>本船は、船尾寄りに操縦区画があり、同区画の下部に機関室の出入口、同区画の天井下にGPSプロッター及び無線機が備え付けられた</p>

	<p>棚が設けられ、船尾からの舵棒が同区画船尾側の両舷に渡した板の下方に延びていた。</p> <p>海図W1285（石垣港付近）によれば、屋良部埼西岸沖には干出浜（さんご礁）が南北方向に広がっている。</p> <p>船長は、マイクを天井下の棚に置こうと屈んだ際、舵棒を操作していた足が動き、右舵を取ったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>本船は、屋良部埼西岸に接近して北北西進中、船長が、無線機のマイクを天井下の棚に置こうとして屈んだ姿勢を続け、見張りを適切に行っていなかったことから、右転していることに気付かずに航行し、同岸沖の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が屈んだ際、舵棒を操作していた足が動き、右転した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、屋良部埼西岸に接近して北北西進中、船長が、無線機のマイクを天井下の棚に置こうとして屈んだ姿勢を続け、見張りを適切に行っていなかったため、右転していることに気付かずに航行し、同岸沖の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線機を操作する場合でも、常時適切な見張りを行うこと。 ・沿岸付近を航行する際は、十分な離岸距離をとること。